

## 參考資料

## 参考資料 重点戦略5（1）持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発（新たな技術の活用による「物流革命」等）

（参考：ポンチ絵）社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業のうち、過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業概要

社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業のうち、  
（2）過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業（国土交通省連携事業）



過疎地域等におけるドローンを活用した物流実用化を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 「環境基本計画」（平成30年4月17日閣議決定）及び「地球温暖化対策計画」（令和3年改定予定）等に基づき、既存物流手段による積載率の低い非効率な輸配送を無人航空機で代替することにより、CO<sub>2</sub>排出量を大幅削減するとともに、非常時を含めた過疎地域等における物流網の維持等に貢献する。
- ② 取組の認知とともに、導入機数増加により購入経費も低廉化させ、自立的な導入を促し、過疎地域等のCO<sub>2</sub>排出量の削減及び物流の効率化・省人化を推進する。

### 2. 事業内容

- 少子高齢化の進展等我が国の社会構造が変化していく中、特に過疎地域等では、輸配送の効率を向上させるとともに、生活の利便を改善することに加え、災害時等にも活用可能な新たな物流手段として、無人航空機が期待されている。
- 無人航空機を活用した物流は市場開拓途上であるため、無人航空機を活用した物流の実施に係る高額な初期コスト等が障壁となっている。
- このため、無人航空機等の導入等を支援することで、地域ニーズに対応した新たな低炭素型物流の実現、生活の利便の抜本的改善、非常時を含めた物流の維持を図ることで、地域循環共生圏の構築に貢献する。

#### <事業概要>

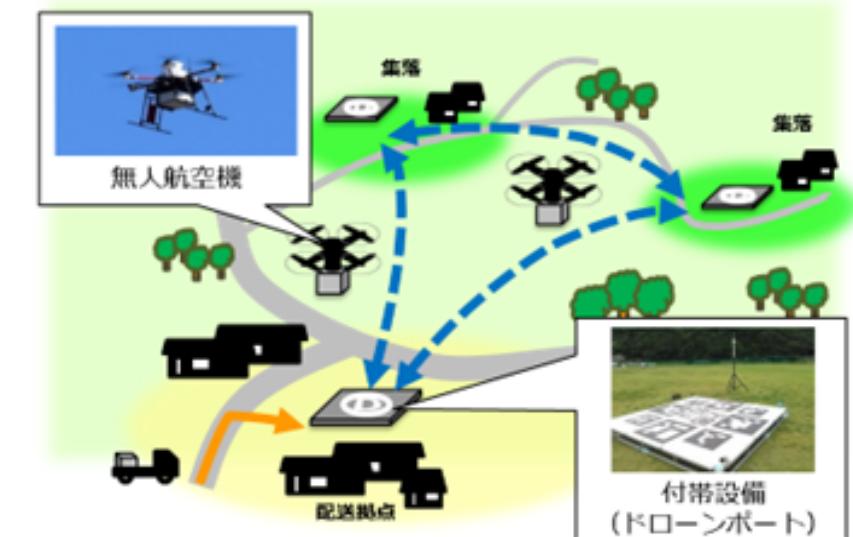
- (1) 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化補助事業
  - ① 事業性が見込まれる無人航空機を活用した物流低炭素化に向けた計画策定
  - ② 無人航空機を活用した物流の実用化に必要な機材・設備等の導入・改修  
※化石燃料に頼らないドローン等の導入に対する補助の場合は補助率を2/3
- (2) CO<sub>2</sub>削減に資する無人航空機等を活用した配達実用化推進調査委託事業  
補助事業における課題を洗い出し、その解決方策を取りまとめるとともに、レベル4を見据えた実証事業を実施する。これらの結果を事業成果報告書として策定し、セミナー等の開催により周知を実施する。

### 3. 事業スキーム

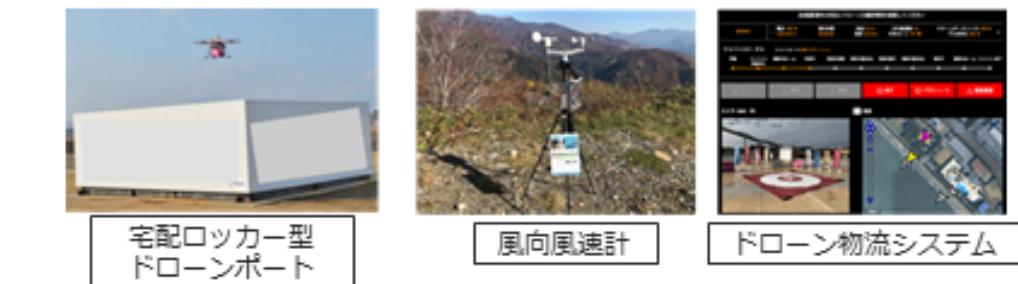
- |          |   |
|----------|---|
| ■事業形態    | { 1 ) 間接補助事業 (①定額、②補助率1/2(2/3))<br>{ 2 ) 委託事業 |
| ■委託・補助対象 | (1) 地方公共団体と共同申請する民間事業者・団体等<br>(2) 民間事業者       |
| ■実施期間    | 令和2年度～令和4年度                                   |

### 4. 事業イメージ

#### ○過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化



#### ○付帯設備及びドローン物流システムの例



# 教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修

## 目的

持続可能な社会の構築を目指し、学校や地域で環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成を目指す。

## 取組概要

目的別に次の2コースを設置

### <カリキュラム・デザインコース>

- 目的：学校における**カリキュラム・マネジメント等の実践力向上**
- 対象：小学校・中学校・高等学校等の教職員、教育行政担当者
- 内容：**集合型研修**と**講師派遣型研修**の2形態で実施  
(集合型の内容(例)) SDGs・ESD新学習指導要領の考え方を踏まえた解説  
(派遣型の内容(例)) 学校・教育委員会などに講師を派遣しワークショップを実施



### <プログラム・デザインコース>

- 目的：環境教育における**体験活動の実践力向上**
- 対象：教職員、教育行政担当者、民間企業等の社員、NPO/NGOの職員、環境教育・ESDに関心のある大学生等
- 内容：**体験活動を実践している企業・団体**（「体験の機会の場」等全国8か所）を訪問し、環境教育・ESDにおける体験活動を企画・実践するための視点や、大人・子どもの行動や意識の変容を促すポイントを学ぶ  
(内容例) 「自然との共生を目指す」～清里高原での環境教育



<主催> 環境省 <共催> 文部科学省

## 2021度の取組

### <カリキュラム・デザインコース>

- 集合型：R3.9～R4.1 全3回開催（オンライン、対面式）  
(参加者) 129人 (R3)
- 講師派遣型：R3.12～R4.3 全8回開催  
(参加者) 217人 (R3)

### <プログラム・デザインコース>

- 「体験の機会の場」、国立・国定公園を活用  
R3.10～R4.3 全8回 開催  
(参加者) 112人 (R3)



# 「体験の機会の場」の認定状況

## （背景・必要性）

- 環境教育等促進法に基づく体験の機会の場認定制度は、土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で体験活動を提供する場合に、申請に基づき、都道府県知事の認定を受けることができる制度
- 森林や里山などの自然体験の場のほか、見学受入れや体験を行うエネルギー関連施設、環境に配慮して運営されている工場や施設、私立学校等が市民講座を実施している場などが認定されており、幅広い分野にわたって認定を取得することが可能

認定された「体験の機会の場」 27件(2022年6月時点)

**【愛知県】**  
● KAYAMAファーム  
○市田プラント

**【大阪市】**  
○あおぞら財團付属西淀川・公害と環境資料館（エコミューズ）

**【広島県】**  
■株式会社オガワエコノス本山工場

**【岡山市】**  
■藤クリーン株式会社リサイクルセンター

**【山口県】**  
○株式会社中特ホールディングス  
■海岸漂着物で作るクラフトアート

**【高知市】**  
●株式会社相愛

**【佐賀県】**  
●いまり「こまなきの里山」

**【北海道】**  
●雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス

**【青森県】**  
●弘前だんぶり池

**【秋田県】**  
○能代火力発電所および能代エナジアムパーク

**【福島県】**  
●里山林・自然塾  
●三菱製紙株式会社エコシステムアカデミー白河山莊及び白河甲子の森

**【栃木県】**  
●モビリティリゾートもてぎ ハローウッズ

**【群馬県】**  
●チノービオトープフォレスト

**【前橋市】**  
■サンデンフォレスト  
○モノ：ファクトリー

**【千葉県】**  
●森の墓苑

**【埼玉県】**  
■石坂産業株式会社くぬぎの森環境塾

**【八王子市】**  
●佐川急便「高尾100年の森」

**【山梨県】**  
●清泉寮及びキャンプ場を含むその周辺の森林



## ESD推進ネットワークについて

経緯：ESD国内実施計画に基づき、文部科学省と環境省が共同で2016年度にESD活動支援センター(全国センター)を、2017年度に8箇所の地方ESD活動支援センター(地方センター)を開設。

体制：ESD活動支援センター、地方ESD活動支援センター、地域ESD推進拠点、ESD活動支援企画運営委員会で構成。

機能：①ESD活動を支援する情報共有機能、②現場のニーズを反映したESD活動の支援機能、③ESD活動のネットワーク形成、ESD実践の学びあいの場の促進機能、④人材育成機能



# 環境保健サーベイランス調査

## 背景・目的

昭和62年の公害健康被害補償法改正（第一種地域指定解除）に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、平成8年度から毎年度実施している。

3歳児及び6歳児を対象とした健康調査を実施し、対象者別背景濃度の推計をした上で健康調査で得られたデータを組み合わせて集計・解析し大気汚染と健康影響の関連を評価する。

また、近年の大気汚染の状況や局地的大気汚染に関する科学的知見等を考慮して本調査の改善を行い、大気汚染と健康状態の観察の更なる充実を図る。

## 期待される効果

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察することで、必要に応じて所要の措置を早期に講ずることができる。また、局地的大気汚染を考慮することで、本調査による監視体制の充実を図ることができる。



調査対象地域（3歳児及び6歳児）



## これまでの結果の概要

- 単年度解析で大気汚染とぜん息が有意な正の関連性を示す結果が過去に何度か得られたことがあったが、常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。
- これまでの調査で集積されたデータを統合した解析において、大気汚染物質濃度が高くなるほどぜん息有症率が高くなることを示す結果は得られなかった。
- 3歳児を6歳児まで追跡した解析においても、大気汚染とぜん息の発症に常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。

## 令和4年度石綿健康被害救済小委員会の開催について

- 石綿健康被害救済法については平成28年度（2016年度）に中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において施行状況の評価・検討を実施。
- この評価・検討の取りまとめにおいて、5年以内に制度全体の施行状況の評価・検討を改めて行うことが必要とされていること等を踏まえ、本年度に、制度の施行状況の評価・検討を行う同審議会を改めて立ち上げ、評価・検討を進めることとする。

### <中央環境審議会 環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会の進め方>

#### 1. 委員

(委員長) 浅野 直人	福岡大学名誉教授
岩村 有広	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
大塚 直	早稲田大学法学部教授
大林 千穂	社会医療法人神鋼記念会神鋼記念病院病理診断センター長
岸本 卓巳	独立行政法人労働者健康安全機構 アスベスト疾患研究・研修センター所長
小菅 千恵子	石綿対策全国連絡会議運営委員
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教授
中澤 よう子	神奈川県健康医療局医務監・全国衛生部長会会长
新美 育文	明治大学名誉教授
細川 秀一	公益社団法人日本医師会常任理事

#### 2. スケジュール（予定）

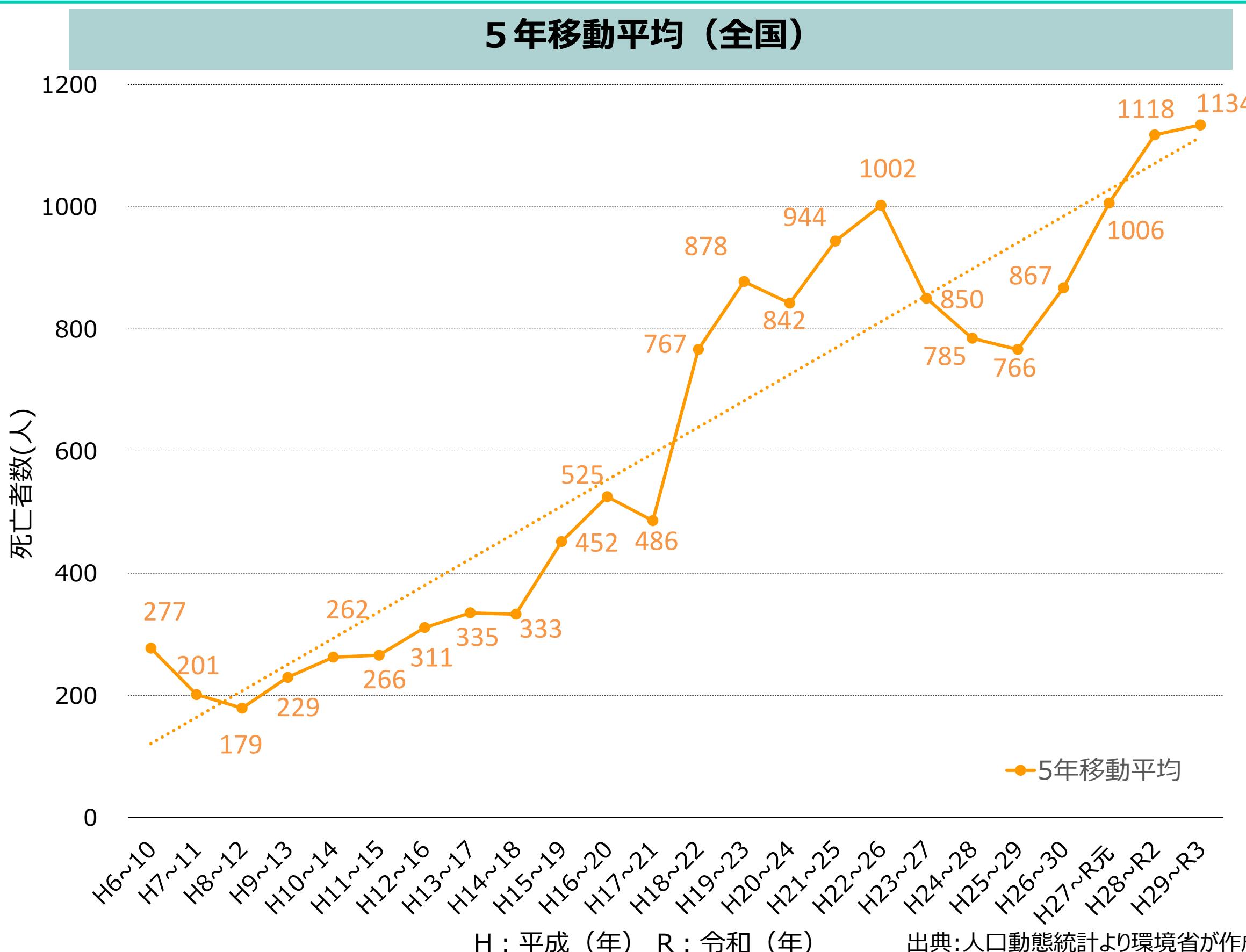
- 第1回：6月6日
  - ・ 建設アスベスト給付金制度の施行に係る石綿健康被害救済制度の対応等について
  - ・ 石綿健康被害救済制度の施行状況等について
- 第2回：8月26日
  - ・ 石綿健康被害救済制度の施行状況等について
- 第3回：10月21日
  - ・ 石綿健康被害救済制度の施行状況等について

以降数回開催し、令和4年度中に取りまとめ

#### 3. 想定される主な論点

- 救済給付について
- 認定基準について
- 調査研究について 等

# 熱中症による死者者（5年移動平均）の推移



# 熱中症対策行動計画 (2022年4月13日熱中症対策推進会議決定)

## < 中期的な目標 >

- ・熱中症による死者数ゼロに向けて、2030年までの間、令和3年に引き続き死亡者数が年1,000人を超えないようにすることを目指し、顕著な減少傾向に転じさせる。
- ・顕著な高温が発生した際に、死亡者数を可能な限り減らすことを目指す。

## < 令和4年夏の目標 >

- ・「熱中症警戒アラート」などに基づき、国民、事業所、関係団体などによる適切な熱中症予防行動のより一層の定着を目指す。

## 1. 重点対象分野

### (1) 高齢者等の屋内における熱中症対策の強化

- ・昨今の世界情勢に伴う電気料金や安定的な電力供給への影響が懸念される中、エアコンを適切に利用し、熱中症予防行動につなげることが重要であり、熱中症対策に関する知見を、高齢者等の視点に立って伝わりやすいように包括的に取りまとめ、地方公共団体や民間企業等の協力も得ながら、各府省庁連携して様々なルートを通じてワンボイスで伝えます。

### (2) 管理者がいる場等における熱中症対策の促進

- ・教育機関（学校現場内外）、社会福祉施設、仕事場、農作業場、スポーツ施設、イベント会場、避難所等の現場において、熱中症警戒アラートの活用や、暑さ指数の測定・活用などにより、各現場に応じた熱中症対策をより一層徹底するとともに、体育館等の公共施設におけるエアコンの整備を促進します。

### (3) 地方公共団体による熱中症対策の取組強化

- ・地域における熱中症警戒アラートの活用や関係部署・機関との連携の強化を促すとともに、地域における熱中症対策の優れた取組事例の周知を行います。

### (4) 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立

- ・マスク着用と熱中症の関係などを含めた、「新しい生活様式」における熱中症予防について、研究調査分析を進め、十分な科学的知見を得ながら、新しい知見を随時盛り込んだ対応策の周知を徹底します。

### (5) 顕著な高温の発生に備えた対応

- ・地球温暖化に伴う顕著な高温のリスクが高まる中、関係機関が連携して、事前の計画の策定や暑さから避難する場所の確保等、地域において住民の命と健康を守るための体制整備を支援します。

## 2. 連携の強化

### (1) 地域における連携強化

- ・地方公共団体を中心とした地域住民の熱中症予防行動を促進し、また、高齢者等の熱中症弱者への地域での見守りや声かけが実施されるよう、地域の団体や民間企業と連携を促進します。

### (2) 産業界との連携強化

- ・熱中症に関連した様々な商品やサービスの開発について、民間企業の技術開発や事業展開の後押しを通じた市場の拡充が、熱中症対策の一層の推進につながるよう、産業界との連携を強化するとともに、エアコンについては、再生可能エネルギー等の活用といった脱炭素の観点も組み入れた普及促進を図ります。

## 3. 広報及び情報発信の強化

### ● 热中症予防強化キャンペーン：

「熱中症予防強化キャンペーン」（毎年4月～9月）を、関係府省庁と連携して広報を実施します。

### ● 热中症警戒アラート：

「熱中症警戒アラート」について、データ検証を行い、精度向上に努めるとともに、効果的な発信の在り方を検討し、関係府省庁が連携して多様な媒体や手段で国民に対して情報共有を実施します。